

消 防 消 第 7 1 号
平 成 1 7 年 3 月 1 8 日

各 都 道 府 県 知 事 }
各 指 定 都 市 市 長 } 殿

消 防 庁 次 長

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する
条例（例）の一部改正について

今般、消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第48号）が平成17年3月18日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、別紙のとおり市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）を送付します。

貴職におかれましては、執務の参考とされるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村及び関係一部事務組合に周知願います。

別紙

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消
甲教発第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表中

二二九	二四九	二六四
三〇四	三三四	三五九
三八四	四二四	四五九

を

二三一	二五一	二六六
三〇六	三三六	三六一
三八六	四二六	四六一

に改める。

附則

- 1 この条例（例）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（例）による改正後の市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（以下「新条例」という。）別表の規定は、平成十七年四月一日以後に退職した非常勤消防団員（次項に

において「新条例の適用を受ける非常勤消防団員」という。）について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

3 平成十七年四月一日からこの条例（例）の施行の日の前日までの間において、新条例の適用を受ける非常勤消防団員について支給されたこの条例（例）による改正前の市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の規定に基づく退職報償金は、新条例に基づく退職報償金の内払とみなす。

市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）の一部を改正する条例（例）新旧対照条文
 市（町村）非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（例）（昭和三十九年五月二十二日自消甲教発第二十四号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

別表 消防団員退職報償金支払額表（第二条関係）

団員	部長及び班長	副分団長	分団長	副団長	団長	階級		勤務年数
						十年未満	十年以上	
一四四	一五四	一六四	一六九	一七九	一八九千円	十年未満	五年以上	数
二二四	<u>二三一</u>	<u>二五一</u>	<u>二六六</u>	二七九	二九四千円	十五年未満	十年以上	
二八四	<u>三〇六</u>	<u>三三六</u>	<u>三六一</u>	三七九	四〇九千円	二十年未満	十五年以上	
三五九	<u>三八六</u>	<u>四二六</u>	<u>四六一</u>	四八四	五四四千円	二十五年未満	二十年以上	
四六九	五一四	五七四	六〇九	六五九	七二九千円	三十年未満	二十五年以上	
六三九	六八四	七五九	七九九	八五九	九二九千円		三十年以上	

別表 消防団員退職報償金支払額表（第二条関係）

団員	部長及び班長	副分団長	分団長	副団長	団長	階級		勤務年数
						十年未満	十年以上	
一四四	一五四	一六四	一六九	一七九	一八九千円	十年未満	五年以上	数
二二四	<u>三一九</u>	<u>二四九</u>	<u>二六四</u>	二七九	二九四千円	十五年未満	十年以上	
二八四	<u>三〇四</u>	<u>三三四</u>	<u>三五九</u>	三七九	四〇九千円	二十年未満	十五年以上	
三五九	<u>三八四</u>	<u>四二四</u>	<u>四五九</u>	四八四	五四四千円	二十五年未満	二十年以上	
四六九	五一四	五七四	六〇九	六五九	七二九千円	三十年未満	二十五年以上	
六三九	六八四	七五九	七九九	八五九	九二九千円		三十年以上	